

## 企業立地促進奨励金

松阪市内の工場適地や産業用地などへ、新規立地した企業に対して  
用地取得費の一部を奨励金として助成します。

制度名	企業立地促進奨励金
対象地域	松阪市全域〔工場建設を目的に取得した用地〕
対象業種	製造、開発研究等の事業を営む施設
対象要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>工場等の新設〔新たに取得した用地〕</li> <li>松阪市が誘致した企業</li> <li>用地取得面積 5,000㎡以上〔1,515坪〕</li> <li>用地取得後2年以内の操業〔未造成用地は造成完了後2年以内〕</li> <li>常用被雇用者数の増加は10人以上、中小企業の場合は5人以上 常用被雇用者については障がい者や高齢者雇用に努める。</li> <li>投下固定資産総額の設定〔用地取得費は除く〕  <ul style="list-style-type: none"> <li>※用地取得面積が5,000(1,515坪)～10,000㎡(3,030坪)の範囲は 投下固定資産総額が1億円以上であること</li> <li>※用地取得面積が10,000㎡(3,030坪)以上は、 投下固定資産総額が2億円以上であること。</li> </ul> </li> </ol>
奨励金内容	<p>限度額2億円・5年分割で交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造、研究(製造を伴う施設に限る)施設等は、用地取得費または不動産鑑定評価額の、いずれか低いほうの額の25%に相当する額。</li> <li>・研究(製造を伴わず、かつ、単独で立地する施設に限る)施設等は、用地取得費または不動産鑑定評価額の、いずれか低いほうの額の20%に相当する額。</li> </ul>

- ・常用被雇用者数の増加とは、松阪市内に住所を有する者の数が、指定企業の決定日から1年を経過した日において 大企業の場合10人以上、中小企業の場合5人以上の常用被雇用者の増加が必要である。  
また、障がい者、高齢者雇用の促進に努める。
- ・投下固定資産総額とは、工場等の建設に伴い、新たに固定資産を取得するために要した費用の総額をいう。  
ただし、用地取得費は除きます。